

守山市介護職員就職支援事業補助金

～ 介護施設等に新たに勤務する介護職員の方に補助金を交付します！ ～

介護施設における介護従業者不足の解消を図るため、介護職に関する資格を有する方が守山市内の介護施設へ新たに勤務する場合に補助金を交付します。



対象資格と補助額

対象資格および対象要件に応じて補助額が異なります。

資格を複数お持ちであっても、補助が受けられるのは一人一回（いずれか一つの補助額）です。

対象資格	対象要件	補助額
介護福祉士 社会福祉士	守山市内の介護施設※1への就職と 合わせて県外から守山市に転入※2	30万円
	守山市内の介護施設への就職	20万円
実務者研修修了者	守山市内の介護施設への就職	10万円
初任者研修修了者	守山市内の介護施設への就職	5万円

※1の対象となる施設

- ・短期入所生活介護（介護予防含む）、特定施設入居者生活介護（介護予防含む）、認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）、小規模多機能型居宅介護（介護予防含む）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設

※2の対象となる方

- ・守山市内の介護施設に就職するために、就職した日の3か月前から申請書を提出する日までに転入を届け出ている方が対象です。
- ・以前に守山市内に住民登録があった方で再度転入した場合は、転出から転入までの期間が12か月以上経過していることが必要です。

補助金の交付要件 以下のすべてに該当すること。

- ① 就職時に対象資格を有していること。
- ② ・4月1日以後に新たに市内の介護施設へ就職すること。
 - ・市外の介護施設等から4月1日以後に市内の介護施設へ転職すること。
 - ・12か月以上介護職を離れた後、市内の介護施設へ再就職すること。

※②はいずれか1つに該当であれば可
- ③ 1週間の勤務時間が1年を平均して35時間以上、または1か月140時間を超える勤務条件で介護施設と3年以上継続する雇用契約を締結する、または見込みであること。
- ④ 同一系列施設からの異動、または市内の他の介護施設等からの転職でないこと。
- ⑤ 守山市の市税等の滞納がない、および居住市町村税の滞納がないこと。
- ⑥ 助成の返還が生じた場合の連帯保証人（成人した親族等1人）を立てられること。

申請期間

勤務開始日（就職した日）から6月以内

- ・申請は随時受付しています。
- ・ただし当年度就職者の受付期限は、3月31日までです。

例）3月1日から勤務開始の場合、3月31日までに申請が必要です。

申請に必要な書類（各種証明書については、直近3カ月以内に発行されたもの）

- ☐ 守山市介護職員就職支援事業補助金交付申請書兼実績報告書
- ☐ 申請者の住民票（本籍地の記載があり、個人番号の記載がないもの）
※守山市介護職員就職支援事業補助金交付要綱第7条第1項第2号の区分で申請する場合のみ
- ☐ 有資格者であることを証する書類の写し
- ☐ 市税等に滞納がない旨の申告書、守山市民以外の方は居住市町村税に滞納がないことがわかる書類
（完納証明書）※転入者は、守山市に転入する前の住所地での完納証明書
- ☐ 雇用契約証明書または雇用期間・勤務条件等がわかる書類の写し

※申請様式等は、守山市のホームページまたは守山市役所介護保険課窓口で入手してください。

注意事項

- ・就職日から3年以上継続勤務できなかった場合には、勤務年数に応じて返還していただくことになります。
- ・補助金は雑所得として扱われますので、所得の申告（確定申告など）が必要です。
（給与以外の所得が20万円を超えない場合には、確定申告は不要ですが市町村民税の申告が居住市町村へ必要となります。）

【申請先・お問い合わせ先】

守山市役所健康福祉部介護保険課 指導係

〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

電話：077-582-1127 FAX：077-581-0203